

山形県有機農業推進計画

令和元年 8 月

山形県農林水産部

目次

第1	基本的な事項	1
1	背景と趣旨	1
2	有機農業の定義	2
3	計画の期間	2
4	推進目標	2
第2	施策の展開方向	3
1	有機農業の取組拡大と担い手の育成	3
2	積極的な情報発信による消費者等からの評価向上	5
3	有機栽培技術の開発	6
第3	有機農業の推進体制	8

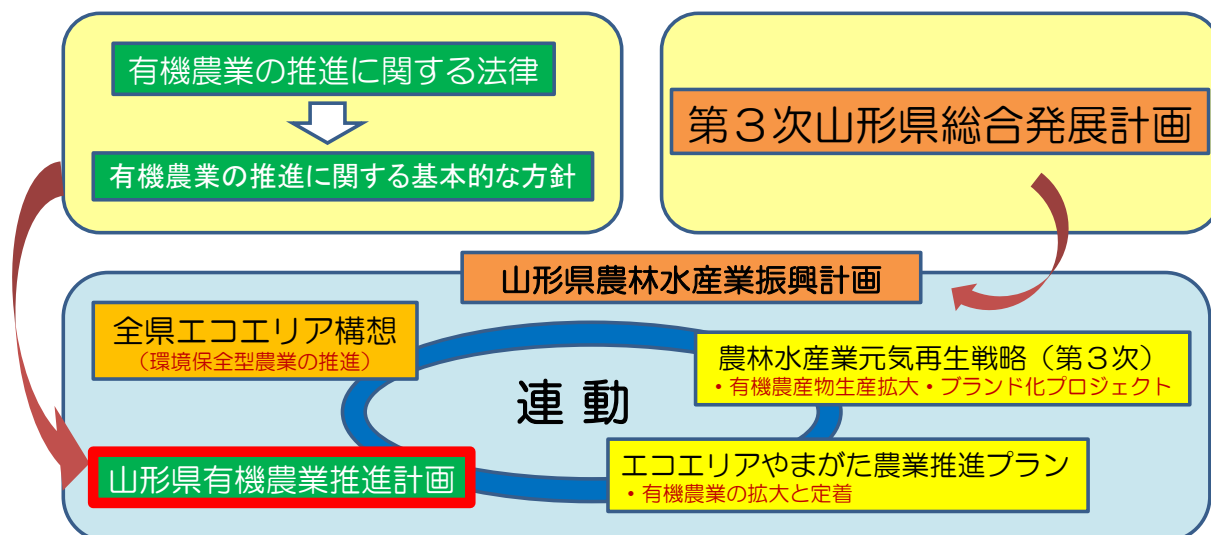
第 1 基本的な事項

1 背景と趣旨

- 本県は、蔵王山系、鳥海山、出羽三山などの名峰や、県全域を貫き日本海に注ぐ母なる川最上川をはじめ、四季折々に表情を変える豊かな自然に恵まれており、その自然環境において農業が営まれています。

この豊かな自然を活かし、将来にわたり安定的に農業生産活動を継続していくためには、環境負荷を極力低減し、自然と共生する環境保全型農業を展開していく必要があります。
- このため、本県では、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を一般栽培より 2、3 割以上減らした農産物の生産に県内すべての地域で取り組む「全県エコエリア構想」を推進し、生産者の環境に対する意識を高めるとともに、広く情報発信を行いながら、消費者の信頼と共感に根ざした「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」としての評価確立を目指しています。
- 環境保全型農業においてとりわけ有機農業は、消費者の求める安全・安心のニーズに的確に対応し、市場においても一定の付加価値が認められていることから、有利販売に結びついています。また、有機農業を核とした地域活性化の取り組みが全国的に多くみられます。
- 本県においては、昭和 50 年頃から一部の農業者が有機農業に取り組みはじめ、消費者と直結する形で営まれてきました。県としても、平成元年頃から技術開発に着手し、農業試験場有機農業技術開発研究室（平成 7 年～12 年）や農業総合研究センター食の安全環境部等（平成 17 年～）において、化学肥料や化学合成農薬に頼らない環境にやさしい技術の開発を進め、有機農業者に対する支援を行ってきました。
- 一方、有機農業の推進と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）」が施行され、国では、「有機農業の推進に関する基本方針（平成 19 年 4 月、平成 26 年 4 月公表。以下「基本方針」という。）」を策定しました。
- このような中、県では、国の基本方針を踏まえ、有機農業の取り組みを拡大し、消費者の信頼と共感に根ざした「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」づくりを一層推進することを目的として、平成 21 年に「山形県有機農業推進計画」を策定しました（平成 25 年改訂）。このたび、第 3 次農林水産業元気再生戦略、全県エコエリアやまがた農業推進プランにおける有機農業の重要施策としての位置づけを踏まえ、今後県が取り組む有機農業の推進に係る施策を取りまとめたところであります。

<本県農業施策における有機農業推進計画の位置づけ>



2 有機農業の定義

本計画において「有機農業」とは、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行う農業とします。

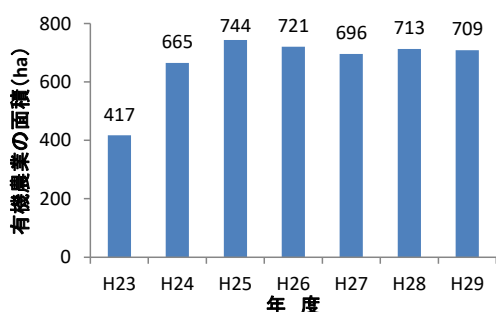
3 計画の期間

本計画の期間は、策定から令和5年度までとします。

ただし、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直すこととします。

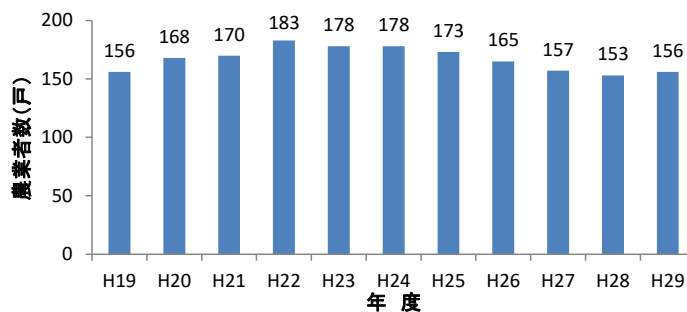
4 推進目標

推進目標	現状（平成29年度）	目標（令和5年度）
有機農業に取り組む栽培面積（ha）	709	1,050
有機JAS認証取得農業者数（戸）	156	200



有機農業に取り組む栽培面積の推移

（環境保全型農業直接支払交付金における有機農業）



有機JAS認証取得農業者数の推移

（農林水産省調べ）

第2 施策の展開方向

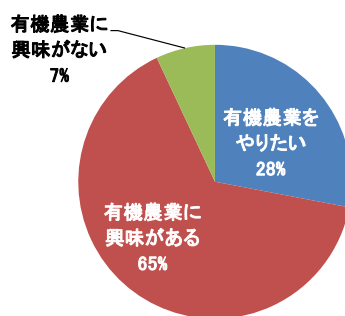
1 有機農業の取組拡大と担い手の育成

(1) 現状と課題

農業は山形県における基幹産業の一つですが、近年は販売農家の減少や高齢化が進行しています。有機農業に関しては、平成29年度の本県の有機JAS認証取得農業者数が156戸となっており、都道府県別で5位と上位に位置するものの、農業全体と同様に減少傾向にあります。一方、近年の調査（全国農業会議所）によれば、新規就農希望者の28%が有機農業での就農を希望しており、65%が興味を示すなど、有機農業が本県農林水産業の発展を支える人材を呼び込む足掛かりとなることが期待されます。

しかし、有機農業は、病害虫の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うなどが取組みに対するハードルとなっており、農業者が有機農業に取り組むためには、これらを解決するための知識・技術の習得が必要です。

有機農業を志望する意欲を汲み取り、有機農業への転換や新規就農に結び付けるためには、相談対応や、技術・経営の研修機会の提供など様々な支援が求められます。



就農希望者の意識
(全国農業会議所調べ)

(2) 展開方向

新たに有機農業に取り組もうとする農業者等が有機農業に触れ、技術を習得するための機会を設けます。また、熟練有機農業実践者（「やまがた有機農業の匠」）等による指導体制を関係機関との連携により強化します。

併せて、有機JAS認証制度の周知を図るとともに、認証取得に対する支援を行います。

これらの取組みは、県産米ブランド戦略との連携を図るとともに、国の各種事業の活用と連動して推進を図ります。

(3) 施策の項目

ア 有機栽培技術の普及拡大

(ア) 技術展示園等の設置

有機農業オープンフィールド等、実証・展示圃場を設置し、水稲及び野菜栽培の現場で実践されている有機栽培技術の評価を行います。

(イ) 技術研修会等の開催

有機農業に関する技術実証圃等を活用した現地検討会や技術検討会を開催し、農業者に対し有機農業に関する情報提供を行うとともに、農業者間の意見交換を促し、有機農業の技術習得、技術向上を図ります。

(ウ) 現場指導員による技術指導の強化

普及指導員等に対する有機 J A S 認証制度、有機栽培技術に関する研修会を実施します。併せて、有機農業オープンフィールド等における各種研修会において熟練有機農業者との交流機会を設け、普及指導員の指導力強化を促します。

イ 新たに有機農業に取り組む農業者等への支援

(ア) サポート体制の構築

県庁及び各総合支庁に設置した「山形県有機農業相談窓口」により、新たに有機農業に取り組む農業者等への有機 J A S 認証制度、有機栽培技術の情報提供を行います。また、「山形県有機農業者協議会」や「やまがた有機農業の匠」との連携により、現場における情報提供及び指導の体制を強化します。

(イ) 研修体制の充実

新たに有機農業に取り組む農業者等が相談や視察を行ったり短期研修を受けやすいよう、関係機関と連携して対応にあたります。また、「やまがた有機農業の匠」や有機農業実践グループとも連携して、就農に向けて充実した研修体制づくりを行います。

(ウ) 就農支援事業の活用

就農希望者の取組状況に応じ、活用できる各種就農支援策の情報提供を行うことで事業活用を促します。

ウ 有機農業の取組みに対する支援

(ア) 有機 J A S 認証取得に対する支援

「(公財) やまがた農業支援センター」の有機 J A S 認証制度の運営を支援し、本県における有機 J A S 認証取得を促進します。

(イ) 有機栽培用種子生産に対する支援

有機種子生産については、技術指導や生産体制整備の支援を行います。

(ウ) 他事業と連携した取組推進

「つや姫」、「雪若丸」のブランド戦略との連携を図ることにより、県産有機栽培米の評価向上、ブランド化に向けた取組みを推進します。

環境保全型農業直接支払交付金の活用を促し、有機農業の取組拡大を図ります。更に、有機 J A S 認証取得等の取組みを促進することで、農

産物の付加価値向上を図ります。また、有機農業の取組みに利用可能な国の各種交付金、補助金等の情報を収集、整理した資料を作成し、有機農業者等に伝達することで効果的な事業活用を促します。

2 積極的な情報発信による消費者等からの評価向上

(1) 現状と課題

農林水産省の調べ（平成 27 年）によれば、消費者の約 8 割が有機農産物を購入しているかまたは購入を考えているなど関心が高く、今後も有機農産物の消費拡大が期待されます。

県内においても、これまで実施してきた有機農業啓発の取組みの結果、有機農産物の購入を希望する消費者の声が多く寄せられています。

有機農産物に対するニーズを消費拡大に結びつけるには、積極的な情報発信を行うとともに、有機農産物が購入希望者に到達するためのマッチングが必要です。

また、有機農産物生産にとどまらず、有機農業推進と連係した産地化、特産品開発等のビジネス展開による地域ブランドや、食育、移住・定住促進等の地域づくりの事例が全国的に多くみられます。こういった取組みを県内でも喚起することで、県産有機農産物のさらなる評価向上につながることを期待されます。

(2) 展開方向

積極的な情報発信により県産有機農産物に対する消費者理解と関心の増進を図ります。また、大消費地に対する販路拡大を進めるとともに、県内における県産有機農産物消費拡大に向けた啓発活動をおこなうことで、販売体制づくりを促進します。これらのことにより、県産有機農産物の評価向上を図ります。

また、有機農業を核とした地域ブランドや地域づくりの取組みの展開を図ります。

(3) 施策の項目

ア 消費者等理解と関心の増進

(ア) 本県の有機農業や有機農産物に関する積極的な情報発信

本県の有機農業の取組みや、有機農産物の生産・販売に関する情報をホームページ等で発信し、消費者理解を促進します。また、有機農業に関するフォトコンテストの開催等多様な手法で情報を発信していきます。

(イ) 消費者等交流事業の推進

地域の有機農業実践者による消費者交流イベントの運営を支援します。また、消費者を対象にした有機農業の視察を実施し、県内有機農業に対する理解促進を図ります。

(ウ) 優良事例の顕彰

「エコエリアやまがた推進コンクール」を実施し、有機農業の優れた取組みを顕彰するとともに、優良事例を全国コンクール（未来につながる持続可能な農業推進コンクール）へ推薦します。また、コンクールの応募事例については、ホームページ等により広く情報発信するとともに、各種研修会や消費者交流イベントを通して取組内容を紹介します。

イ 県産有機農産物の流通・消費促進

全国展示会、商談会への出展支援により、県産農産物の全国への販路拡大を図ります。また、県内に関しては、食や健康への関心が高い消費者、子育て世代など、核となるターゲットを捉え、潜在的な県産有機農産物の需要を掘り起こすため、有機農業者、流通業者を対象とした県内向け商談会を実施するとともに、小売関係者との連携により販売・飲食イベントを実施し、地域内流通・販売の促進を図ります。

ウ 地域ブランド、地域づくりの推進

市町村等地域で行われる有機農業を核とした地域ブランド（有機農産物の特産品化、加工食品開発、飲食業等との連携等）や地域づくり（食農教育、学校給食、移住・定住促進等）の取組みが展開されるよう、働きかけを行います。

そのため、全国の有機農業に関する優良事例をフォーラムの開催や資料配布等により周知します。また、活用可能な補助制度・制度資金等の情報を収集、整理した資料を作成し、情報提供することで効果的な事業活用を促します。

3 有機栽培技術の開発

(1) 現状と課題

有機農業は、それぞれの地域の気候や圃場条件に対応して農業者が独自に蓄積してきた技術が利用されており、客観的な検討や技術組立が十分になされていないことが多いことなどから、そのほとんどが一般的な技術となっていない状況にあります。このため、近年、県内試験研究機関において水稻栽培における除草や施肥管理などの有機栽培技術の開発に取り組

み、その成果を平成 29 年 3 月に水稻有機栽培の手引きとして取りまとめました。現在、資料配布等による活用を進めています。

一方、有機野菜栽培については、県内での栽培実績が極めて少なく、また県内において栽培管理上有効な技術資料もない状況にあります。このため野菜有機栽培の技術開発に従前から取組み、平成 30 年にえだまめ有機栽培の手引きを作成しました。今後も地域内のニーズに対応し、山形らしい有機農業を推進するため、野菜の有機栽培を技術開発の面でも支援する必要があります。

(2) 展開方向

有機農業に関する技術の研究開発を更に促進し、野菜の品目拡大や適用技術の拡充などによる指導資料の充実を図ります。

(3) 施策の項目

ア 野菜有機栽培における品目拡大

山形らしい特色があり、気候風土に合った栽培しやすい野菜を順次選定し、それぞれの品目について有機農業特有の土づくりによる栽培技術の確立を図ります。得られた成果はマニュアル等により情報提供し、順次品目を拡充します。

試験実施品目

果菜類	根菜類	葉菜類
カボチャ	サトイモ	ネギ
スイートコーン	ショウガ	タマネギ
	ニンジン	ホウレンソウ

イ 水稻有機栽培における新技術導入、効率化の推進

有機農業オープンフィールド等を活用して、乗用除草機等今後の現場導入拡大が期待される技術の効果検証を行います。また、水稻有機栽培の各種除草体系に関する業務分析を行い、有機栽培の農作業に関する情報の蓄積を進めます。これらのことにより、有機農業者が各種技術を組み合わせた経営計画を策定できるようにします。

第3 有機農業の推進体制

本計画は、学識経験者、消費者、生産者、関係機関等で構成する「エコエリアやまがた推進協議会」及び「エコエリアやまがた推進協議会・有機農産物ブランド化推進専門部会」において具体的推進方策を検討するとともに、施策の進行管理を併せて行います。

関係各課の密接な連携により、生産振興や担い手育成なども含めた有機農業の取組みに対する情報共有を図るとともに、施策を効果的に展開します。

また、総合支庁においては、有機農業相談窓口や有機農業オープンフィールドの運営により、地域単位での取組みを推進します。

市町村に対しては、有機農業の取組みの基盤となる推進体制の整備や推進計画の策定を働きかけます。

これらの取組みについては、「やまがた有機農業の匠」や「山形県有機農業者協議会」等有機農業者との意見交換を重ねながら連携を図っていきます。

併せて、有機農業に関する行政組織ネットワーク等への参加による他地域の取組事例等の情報収集や情報交換、国等から得られる全国的・国際的な情報の収集に努めます。